

# けんりじょうれい 多治見市子どもの権利条例

～子どもの笑顔があふれるまちづくり～

## 世界の約束 子どもの権利条約

「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)は、国際連合が1989年11月20日(\*1)につくった条約です。日本は1994年にこの条約(国と国との約束)を批准(\*2)(条約を守る手続き)しました。

「子どもの最善の利益」(子どもにとって一番よいこと)を大切にしています。

(\*1) 多治見市子どもの権利条例(正式には、「多治見市子どもの権利に関する条例」といいます。)では、この日を「たじみ子どもの権利の日」と決めました。

(\*2) 全権委員が調印した条約を当事国が最終的に確認して同意すること。

## 「多治見市子どもの権利条例」って知ってる？

「多治見市子どもの権利条例」は「子どもの権利条約」をもとに多治見市で子どもの権利を守るためにつくられた「約束」です。

Check!!



## ◆令和2年3月には「子どもの命を守ること」を重点に条例を改正しました。

「すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。」と約束しています。

## 多治見市子どもの権利条例の前文

条例を作ったときの「たじみの子どもたちの思い」をこめて、子どもとおとながいっしょに考えました。

子どもが  
安心して自分らしく  
生きることができるまち

お互いを尊重し、  
共に支え合うまち

子ども一人ひとりの  
違いを大切に  
個性として尊重するまち

平和と環境を大切に、  
世界とつながっていくまち

子どもが  
多治見の今と未来を  
つくっていくことの  
できるまち

# 多治見市子どもの権利条例

## 第1章

### 『多治見市子どもの権利条例』って??

#### 子どものすこやかな成長がまもられます

子どもが自分らしくいきいきと成長するために、おとなは力をあわせ、助けます。

#### 子どもって何歳まで?

この条例では、17歳までの人を子どもといいます。  
(※18歳で高等学校などに通っている人も含まれます。)

#### 安心して自分らしく生きていくことができるように、一人ひとりの権利が大切にされます

子どもが自分らしくいきいきと成長するために、おとなは力をあわせ、助けます。

## 第4章

### 思いや考えを聞いて!

～子どもの意見表明や参加～

#### 心に思うこと、考えていることを安心して言っていんだよ

他人を傷つけたり、迷惑になることでなければ、自分が思っていること・考えていることを自由に表現できます。

#### だれの意見も大切にされます

人にはそれぞれに自分らしさや個性があります。一人ひとりの思いや考えがちがうことは、あたりまえです。あなたの気持ちや思いを大切に表現してみよう。

#### 身近な活動に参加しよう

学校や地域などで行われる活動に参加し、自分の考えを生かしていくことができます。

#### 「たじみ子ども会議」が開催されます

多治見のまちづくりについて、意見を表明し、参加することができます。

## たじみ子ども会議

## みんなの意見が多治見を変える!

子どもたちが社会参加する場として、学年も学校も違う市内の小学生から高校生が年に1回集まって、自分たちの住みたい多治見のまちについて、話し合う会議＝「たじみ子ども会議」。どんな意見だって大丈夫。ユーモアあふれるアイデアで、自分たちが生活しやすいまちを作りませんか?

たじみ子ども会議は、子どもスタッフの企画・運営により開催されます。あなたも子どもスタッフとして活躍してみませんか?

\* 活動日時: 原則毎月第4日曜日 10:00～12:00

\* 場 所: ヤマカまなびパーク

※会議の様子やスタッフ募集チラシは、市ホームページでも見られます。



まずは、毎月のスタッフ会議をのぞきにきてね



## 第2章

### 広めよう子どもの権利

子どもの権利を守るために、子どもおとなも子どもの権利について学習することが大切です。この条例がめざすものや内容を子どもにもわかりやすく、さまざまな方法で広めていきます。

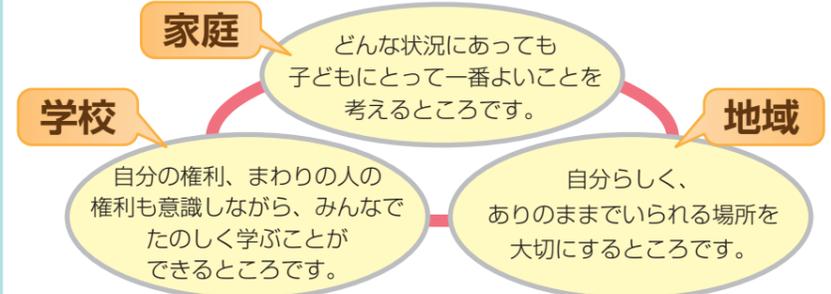
あなたならどこで、どんな方法で、広めていく?

11月20日は「たじみ子どもの権利の日」



## 第3章

### 子どもが生活する場で安心安全な生活を...



## 第5章

### 子どもの権利擁護委員

「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」などの「子どもの権利」が守られなくてつらいとき、こまったとき、解決の手助けをしてくれるおとながいます。

※ 子どもの権利擁護委員の名簿は、市ホームページで見られます。

子どもの権利擁護委員って、どんな人たちがやっているのかな?  
子どもの権利委員会は、どんな人たちが集まっているのかな?



## 第6章

### 子どもの権利委員会

子どもの権利委員会は、「多治見市子どもの権利条例」に基づいた計画が条例に沿った内容で行われているかを調査したり話し合います。

※ 子どもの権利委員会の名簿は、市ホームページで見られます。

## ネットラブルに巻き込まれてない?

パソコンやスマホ(携帯電話)って便利だけど...

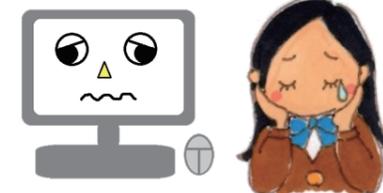
気づかないうちに違法行為になっていたり、犯罪に巻き込まれたりすることもあるから、気をつけよう。

### ① 下の写真を見よう



### ② 考えてみよう

Aさんが友達と一緒に撮った①の写真SNSにあげたところ、知らない人に多治見にいたことが知られてしまいました。どうして知られてしまったのかな?



### ③ 解説

SNSにあげる時に、位置情報がついていたり、画像から居場所を特定されることもあるよ。制服や背景(建物や看板、電柱、マンホール)などから個人や生活範囲が特定され、付きまといなどの被害にあってしまったというケースもあるんだ。友達との写真を載せることで友達も同じ危険にさらす可能性があるから、注意しよう!



# 『子どもの権利相談室』 ～たじみ子どもサポート～

多治見市では「多治見市子どもの権利条例」に基づき、**多治見市子どもの権利相談室**を設置しています。子どもの権利救済を行う**子どもの権利擁護委員**や**子どもの権利相談員**がさまざまな相談にのっています。かなしいとき、つらいとき、くるしいときは、子どもの権利相談室で話してみよう。

**多治見子どもLINE相談**  
保護者の方も相談できます

LINE  
友だち登録してね

LINEで  
相談できます

多治見市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート) 令和4年度版




友だちのこと 学校のこと 自分のこと 家族のことなど どんなことでも相談してね。

〒507-0034  
多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

☎ **0120-967-866**

✉ kodomosoudan@ob.aitai.ne.jp

LINE カードの裏面を見てね

相談の内容、名前などの秘密は守られるから安心してね

【相談時間】  
火曜～金曜 13:00～19:00 土曜 12:00～18:00  
多治見市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)



## 多治見市子どもの権利に関する条例

前文	
第1章	総則
第1条	目的
第2条	定義
第3条	責務
第4条	成長への支援
第2章	子どもの権利の普及
第5条	子どもの権利の普及
第6条	子どもの権利の日
第3章	子どもの生活の場での権利の保障
第7条	家庭における権利の保障
第8条	子ども施設における権利の保障
第9条	地域における権利の保障
第4章	子どもの意見表明や参加
第10条	意見表明や参加の促進
第11条	子ども会議
第12条	子ども施設での意見表明や参加

第5章	子どもの権利侵害からの救済と回復
第13条	子どもの権利擁護委員
第14条	擁護委員の職務
第15条	勧告などの尊重
第16条	救済や回復のための連携
第17条	擁護委員に対する支援や協力
第18条	報告
第6章	子どもに関する施策の推進と検証
第19条	施策の推進
第20条	子どもの権利委員会
第21条	権利委員会の職務
第22条	提言やその尊重
第7章	雑則
第23条	委任
附則	

条例の全文や詳しい解説は、市ホームページで見ることができます。多治見市役所くらし人権課でも配布します。



### たじみ子ども会議 ★ 子どもスタッフ会議

たじみ子ども会議  
イメージキャラクター  
**タジニャン**



毎月の「たじみ子ども会議☆子どもスタッフ会議」の活動を多治見市公式YouTubeで発信しています。私たちと一緒に活動してくれる仲間を募集しています。詳しくは下のQRコードをチェックしてね♪

#### ◆ たじみ子ども会議 ☆ 子どもスタッフ会議 ◆

- \* 活動日時：原則毎月第4日曜日 10:00～12:00
- \* 場 所：ヤマカまなびパーク



イラスト：東裏 栄美さん ほか

多治見市環境文化部くらし人権課

多治見市日ノ出町2丁目15番地 TEL 0572-22-1128(直通) FAX 0572-25-7233

環境にやさしい古紙100%の再生紙と大豆油インキを使用しています。2022年9月発行 このリーフレットは71,280円の費用で3,000部作成しました。